

次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画

社会福祉法人青葉会
平成30年3月26日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を更新する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など育児のための両立支援制度を周知し、理解の促進を図る。

<対策>

- 平成30年8月～ 平成29年の法改正を反映した制度に関するパンフレットを作成し、職員に配布する。
- 平成31年8月～ 利用促進のため管理職研修を行う。

目標2：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成30年8月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理について情報収集する。
- 平成31年8月～ 制度に関するパンフレットを作成し、職員に配布する。

目標3：育児のさまざまな場面をサポートする民間の福利厚生サービスを継続し、利用の促進を図る。

<対策>

- 平成30年4月～民間の福利厚生サービスを継続する。
- 平成30年12月～ 法人内の研究会にて職員向けの啓発をする。
- 平成31年2月～ 利用状況を確認し、見直しを図る。